証券コード　1867
平成27年６月10日

株 主 各 位

新潟県柏崎市新橋２番８号
株式会社　植木組
代表取締役社長　植木義明

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　新潟県柏崎市駅前２丁目２番30号
柏崎エネルギーホール　２階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

1. 第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎ **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**
◎ **株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.uekigumi.co.jp/)に掲載させていただきます。**

（添付書類）

事　業　報　告（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、消費税増税の影響から一時的な景気低迷がみられましたが、政府の経済政策や日銀の追加緩和に伴う円安・株高を背景に、全体として緩やかな回復基調が続きました。

一方、建設事業においては、公共投資や民間住宅投資が減少基調となったことにより、建設投資は前期を僅かに下回る水準で推移したものの、首都圏での民間非住宅建築部門の好調さや東日本大震災の復興需要の継続もあり、好調な受注環境が継続しました。

しかしながら、地方においては、景気回復を実感できるまでには至らず、公共投資が前期を下回る水準で推移した地域もありました。

このような経営環境の中、当社は、市場動向の変化に迅速かつタイムリーに適応し、受注物件を適切に精査し、部門間及びグループ会社との連携を密にして鋭意事業活動を展開してまいりました。その結果、受注高は411億4百万円（前期比3.1％増）、売上高は377億72百万円（前期比0.8％増）となりました。

また発注者別受注高割合では、官庁工事が34.1％、民間工事が65.9％となりました。また、完成工事高割合においては、土木工事が50.3％、建築工事が49.7％となりました。

利益面につきましては、営業利益は13億32百万円（前期比23.9％増）、経常利益は14億13百万円（前期比23.1％増）、当期純利益は6億58百万円（前期比12.8％増）となりました。

これは、特に建築部門の受注高が好調であった前期並みを確保し、完成工事高も増えたことに加え、資材や人材確保等工事着工前の準備を万全にし、リスク管理と原価管理の徹底を図ったことにより営業利益、経常利益、当期純利益が増加したためです。

また、安全管理の徹底により休業４日以上の労働災害がなかったことも特筆すべき点としてあげられます。

部門別の受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

（単位：千円）

区　　分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土　木	11,896,979	20,738,400	18,314,709	14,320,670
	建　築	7,436,299	19,036,417	18,128,129	8,344,587
	計	19,333,278	39,774,818	36,442,838	22,665,258
不動産事業		―	489,268	489,268	―
その他の事業		―	840,562	840,562	―
合　　計		19,333,278	41,104,649	37,772,669	22,665,258

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は132百万円であり、その主なものは、新潟支店の社員寮の新築、所有建物の改築費用であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後数年は、民間設備投資の比較的堅調な推移、震災復興事業の持続と公共投資の微減傾向が見込まれるものの、総体的には建設投資は堅調に推移すると見込まれております。東日本大震災に関しては、復興事業が継続し、エリアや事業内容が拡大傾向にあります。当社としても大型案件の受注に対応すべく人員を配置しております。

また、工事量の増加に対しては、人員の効率的配置の徹底による生産性向上策を経営方針として掲げ、重点管理現場や原価パトロールにより工事採算の低下を全社的に防止する対策に取り組んでいます。

建設技術者、技能労働者及び次世代を担う人材の不足、高齢化が建設業全体の問題としても懸念されております。

中期経営計画において、「人が育つ環境づくり」を経営課題として取り上げ、人材交流、育成を中長期的に図り、１人当たり生産性を10%向上させることを数値目標に掲げ、社員一人一人の能力とパフォーマンスの向上を全社を挙げて取り組んでいるところであり、年々成果として上がってきております。また、技術資格取得の奨励と現場の段取り力アップによる技術力の向上を全社一体となって取り組み、営業力を磨き、社会・経済の動きに即応した顧客対応が最も重要であると認識しております。このため、営業、設計、施工部門が一体となった受注活動を展開しています。

環境の変化に迅速に対応し、経営資源を適切に配分し、如何なる環境下でも安定した利益を生み出せる企業として、さらなる成長と発展を期して、業績の向上に努める所存であります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区　分	第65期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第66期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第67期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第68期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
受注高	32,408,828	32,295,638	39,857,730	41,104,649
売上高	31,134,080	33,428,809	37,478,722	37,772,669
経常利益	505,747	759,753	1,148,796	1,413,800
当期純利益	234,779	358,978	583,740	658,579
1株当たり当期純利益	7円09銭	10円84銭	17円62銭	19円89銭
総資産	35,802,611	33,985,950	35,541,927	37,270,017
純資産	13,012,572	13,443,054	13,905,860	14,575,501

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北陸施設工業株式会社	50	100	鉄道軌道工事、土木・管更生工事の請負
植木不動産株式会社	300	100	不動産の売買、賃貸及び仲介
株式会社ユニテック	50	100	ソフトウェアの開発・販売
株式会社植木機工	90	100	土木・建築工事、アスベスト処理工事の請負、建設資材のリース
株式会社アスカ	25	100	管工事、土木工事の請負 発電用施設の保守

③　企業結合の成果

連結子会社10社を含めた連結売上高は462億67百万円（前期比6.5%増）、連結当期純利益は９億11百万円（前期比13.3%増）であります。

(11) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、建設業法により特定建設業者「(特－26)第2805号」及び一般建設業者「(般－26)第2805号」として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(10)第2677号」として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(12) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

本　　社	新潟県柏崎市新橋２番８号
東京支店	東京都千代田区神田東松下町41番地２
東北支店	宮城県仙台市青葉区国分町３丁目３番５号　リスズビル
長野支店	長野県長野市鶴賀中堰144番地４
柏崎支店	新潟県柏崎市新橋２番８号
新潟支店	新潟県新潟市中央区八千代１丁目２番13号
長岡支店	新潟県長岡市呉服町１丁目２番地の６
上越支店	新潟県上越市東雲町２丁目１番５号
営業所	金沢（石川県）、千葉、埼玉、十日町・燕（新潟県）

（注）平成27年４月１日より長野支店は長野営業所に変更いたしました。

(13) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名	名	歳	年
男　性	539	9(増)	46.0	21.3
女　性	34	1(増)	42.7	16.2
合計又は平均	573	10(増)	45.8	21.0

(14) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
	千円
株　式　会　社　第　四　銀　行	2,110,000
株　式　会　社　北　越　銀　行	1,060,000
株　式　会　社　大　光　銀　行	930,000

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　137,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　34,367,644株
(3) 株主数　　3,509名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ウエキエージェンシー	1,620	4.89
株式会社第四銀行	1,618	4.89
植木組共栄会	1,409	4.26
株式会社アキバ	1,300	3.93
株式会社北越銀行	1,034	3.12
植木義明	1,030	3.11
植木組社員持株会	814	2.46
株式会社大光銀行	747	2.26
住友生命保険相互会社	677	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	668	2.02

（注）1. 当社は、自己株式を1,259,523株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特に記載すべき重要な事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	植木康之	
代表取締役社長	植木義明	ＣＥＯ
取締役	近藤文彰	専務執行役員、柏崎支店長
取締役	松原眞之介	専務執行役員、建築本部長
取締役	柴野　武	専務執行役員、東京支店長
取締役	立石　晶	常務執行役員、土木本部長
取締役	蟹沢　博	常務執行役員、事業本部長
常勤監査役	栃倉勝幸	
監査役	深澤邦光	税理士、株式会社ヤオコー社外監査役 株式会社テクノリンク社外監査役 株式会社ハツガイ社外監査役
監査役	種岡弘明	信和アルコール産業株式会社常務取締役

(注)1. 監査役深澤邦光氏及び監査役種岡弘明氏は、社外監査役であります。

2. 監査役深澤邦光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 監査役深澤邦光氏及び監査役種岡弘明氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

4. 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社といたしましても、経営への監督を強化するための社外取締役に一定の役割が期待できることは十分理解しているところであり、今まで当社としても社外取締役の候補者の選定を行って参りましたが、思うような適任者の方の選定には至っておりませんでした。適任者でない方を社外取締役として選任した場合、当社経営の機動性等を害する一方、取締役会に期待される機能が果たされない可能性があり、相当でないと判断いたしましたが、本総会においては、後記の株主総会参考書類に記載いたしましたように、監査等委員会設置会社への移行と社外取締役の選任をご提案いたしております。

5. 平成27年４月１日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	柴野　武	建築管掌
監査役	種岡弘明	日本アルコール販売株式会社 常務執行役員

＜ご参考＞　平成27年３月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	岡　本　広　幸	管理本部長、経理部長
常務執行役員	金　澤　良　昭	上越支店長
執　行　役　員	白　石　　修	新潟支店長
執　行　役　員	武　藤　和　男	建築部長
執　行　役　員	日下部　久　夫	土木部長
執　行　役　員	水　島　和　憲	管理本部副本部長、総務部長
執　行　役　員	楡　井　寛　志	東北支店長

平成27年４月１日付で執行役員の地位、担当が次のとおり変更となりました。

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	白　石　　修	東京支店長
執　行　役　員	春　日　孝　郎	長岡支店長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役７名　　138,413千円

監査役３名　　16,779千円（うち社外監査役２名　　6,157千円）

（注）　上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員賞与引当金繰入額8,512千円（取締役７名に対し7,585千円、監査役３名に対し927千円（うち社外監査役２名に対し424千円））。

・当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額3,700千円（取締役７名に対し3,450千円、監査役１名に対し250千円）。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役深澤邦光氏は、株式会社ヤオコー、株式会社テクノリンク及び株式会社ハツガイの社外監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社ヤオコーとの間には、建設工事に関する取引があり、株式会社テクノリンク及び株式会社ハツガイとの間には、特別の利害関係はありません。

監査役種岡弘明氏は、信和アルコール産業株式会社の常務取締役を兼務しております。なお、当社と信和アルコール産業株式会社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
社外監査役	深澤邦光	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に、監査役会13回のうち13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から、必要に応じて発言を行っております。
社外監査役	種岡弘明	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に、監査役会13回のうち9回に出席し、主に企業経営者としての観点から、必要に応じて発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役深澤邦光氏及び監査役種岡弘明氏とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

29,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月19日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後一部を改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役及び使用人が業務を執行するにあたり、遵守すべき「企業行動指針」を定め、日常の業務運営の指針とし、取締役自ら率先垂範して使用人への浸透を徹底する。また、研修等を通じて、法令、定款の遵守に関する啓蒙、教育・指導を行う。

ⅱ 業務執行に対しては、会社全体が相互牽制組織となるよう、組織構成、職務権限を適正に維持するとともに、社長直轄の内部監査室が内部統制を統括する。

ⅲ 当社は、法令、定款違反等に関するヘルプラインを確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程に従い、適切に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営上想定される各種リスクを明確にし、これに対応したリスク管理体制を構築する。このため、社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、危機管理マニュアルを整備、管理するとともに、リスクに対する社内の意識を涵養し、未然防止に努める。

不測の重大事態の発生はもとより、日常的各種リスクに対しては、リスクの重要度に対応した対策本部を設置し、業務組織規程、職務権限規程及び危機管理マニュアルに従い、各担当部門ないしは全社で迅速に対応して、被害を最小限に抑える体制を整える。

また、当該規程及びマニュアルは、その時代環境に適合したものに維持する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われるために、定例の取締役会を原則月１回開催する他、適宜必要に応じて取締役会を開催する。また、執行役員制による業務執行責任体制を明確にすることにより、取締役会の監督機能を強化し、重要事項の業務執行に関する意思決定を機動的に行う。

取締役会等の決定に基づく業務執行については、業務組織規程、職務権限規程等の社内規程に従い、取締役・執行役員等が各々委任された事項に責任をもって執行することを徹底する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ共通の「植木組グループ会社行動指針」を定める。

また、グループ会社の自主独立性を尊重しつつ、適正なグループ統制を行うため、「植木組グループ運営方針」を定め、関係会社管理規程に従い、適切な管理・統制を行う。

グループ会社の監査については、当社役員及び当社内部監査室が、定期的及び必要に応じて各会社の監査を行う。

なお、グループ会社社長会を定期的に開催し、経営状況に関する情報の共有及び意見交換、並びに必要な指導等を緻密に行うものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役が会社の重要な会議である取締役会及び監査役が必要と認める各種社内会議に出席し、また重要決議書類を閲覧すること等により、業務執行状況を適切に把握できる環境を整える。

取締役及び使用人は、会社の信用を大きく損なったり、業績に重大な影響を及ぼすことが懸念される事項を発見した場合、監査役及び監査役会に対して、直ちに報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会計監査人は、監査役に対して監査計画の報告、説明を事前に行うものとする。

また、会社が会計監査人に非監査業務を依頼する場合は、事前に監査役の承認を得る。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、企業価値を高めるための投資等を積極的に推進するとともに、グループの経営成績及び財政状態を勘案し、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様へ安定的に利益還元することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の利益配分につきましては、株主の皆様への積極的な利益還元策として、前期は１株につき普通配当４円、記念配当（創業130周年）２円で計６円でしたが、当事業年度は１株につき普通配当を２円増配して６円とさせていただきます。

また、配当金の支払開始日（効力発生日）は、平成27年６月29日（月曜日）とさせていただきます。

なお、上記については、会社法第459条第１項第４号の規定に基づき、平成27年５月14日開催の取締役会にて決議しております。

貸借対照表 （平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	21,059,104	流動負債	18,961,283
現金預金	5,358,981	支払手形	2,140,177
受取手形	339,342	工事未払金	7,021,247
完成工事未収入金	13,015,979	不動産事業未払金	8,437
不動産事業未収入金	84,154	短期借入金	5,299,600
販売用不動産	185,912	リース債務	13,368
未成工事支出金	643,768	未払金	195,962
材料貯蔵品	28,424	未払法人税等	459,244
短期貸付金	168,000	未成工事受入金	1,685,515
未収入金	384,079	不動産事業受入金	103
立替金	523,722	預り金	1,322,475
繰延税金資産	308,265	賞与引当金	650,551
その他	24,258	役員賞与引当金	8,512
貸倒引当金	△5,784	完成工事補償引当金	65,269
固定資産	16,210,913	工事損失引当金	69,574
有形固定資産	8,357,629	その他	21,244
建物・構築物	2,196,601	固定負債	3,733,232
機械・運搬具	235,895	長期借入金	967,200
工具器具・備品	181,053	リース債務	49,614
土地	5,582,304	再評価に係る繰延税金負債	572,089
リース資産	49,182	退職給付引当金	1,525,792
建設仮勘定	112,592	債務保証損失引当金	149,960
無形固定資産	93,616	その他	468,575
リース資産	13,800	負債合計	22,694,515
その他	79,815	純資産の部	
投資その他の資産	7,759,668	株主資本	14,501,628
投資有価証券	1,578,690	資本金	5,315,671
関係会社株式	679,850	資本剰余金	5,359,413
関係会社長期貸付金	4,909,363	資本準備金	5,359,413
長期前払費用	1,110	利益剰余金	3,987,440
破産更生債権等	200,441	利益準備金	670,000
繰延税金資産	359,625	その他利益剰余金	3,317,440
その他	131,689	圧縮記帳積立金	102,621
貸倒引当金	△101,102	別途積立金	1,300,000
		繰越利益剰余金	1,914,818
		自己株式	△160,895
		評価・換算差額等	73,872
		その他有価証券評価差額金	337,260
		土地再評価差額金	△263,387
		純資産合計	14,575,501
資産合計	37,270,017	負債・純資産合計	37,270,017

損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	36,442,838	
不動産事業売上高	489,268	
その他の事業売上高	840,562	37,772,669
売上原価		
完成工事原価	33,710,044	
不動産事業売上原価	341,580	
その他の事業売上原価	610,287	34,661,912
売上総利益		
完成工事総利益	2,732,794	
不動産事業売上総利益	147,687	
その他の事業売上総利益	230,274	3,110,757
販売費及び一般管理費		1,778,043
営業利益		1,332,713
営業外収益		
受取利息及び配当金	112,923	
その他	25,030	137,954
営業外費用		
支払利息	55,431	
貸倒引当金繰入額	△1,151	
その他	2,586	56,867
経常利益		1,413,800
特別利益		
固定資産売却益	658	
投資有価証券売却益	7,693	8,351
特別損失		
固定資産売却損	163	
固定資産除却損	66,351	
減損損失	106,100	
その他	2,431	175,046
税引前当期純利益		1,247,105
法人税、住民税及び事業税	490,998	
法人税等調整額	97,528	588,526
当期純利益		658,579

株主資本等変動計算書 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000
会計方針変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
土地再評価差額金の取崩				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	5,315,671	5,359,413	5,359,413	670,000

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	97,205	1,300,000	1,453,240	3,520,446	△159,000	14,036,530
会計方針変更による累積的影響額			△35,513	△35,513		△35,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	97,205	1,300,000	1,417,727	3,484,932	△159,000	14,001,016
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩	5,415		△5,415	－		－
剰余金の配当			△198,696	△198,696		△198,696
土地再評価差額金の取崩			42,624	42,624		42,624
当期純利益			658,579	658,579		658,579
自己株式の取得					△1,895	△1,895
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	5,415	－	497,091	502,507	△1,895	500,612
当期末残高	102,621	1,300,000	1,914,818	3,987,440	△160,895	14,501,628

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	**172,699**	**△303,369**	**△130,669**	**13,905,860**
会計方針変更による累積的影響額				△35,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	172,699	△303,369	△130,669	13,870,347
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩				－
剰余金の配当				△198,696
土地再評価差額金の取崩				42,624
当期純利益				658,579
自己株式の取得				△1,895
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	164,560	39,981	204,542	204,542
当期変動額合計	**164,560**	**39,981**	**204,542**	**705,154**
当期末残高	**337,260**	**△263,387**	**73,872**	**14,575,501**

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、不動産事業支出金

……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法による原価法

材料貯蔵品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法　ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法　ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④完成工事補償引当金……完成工事高として計上した工事に係るかし担保費用の支出に充てるため、完成工事高に実績割合を乗じた見積補償額を計上しております。

⑤工事損失引当金……受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。

⑥退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業

年度から費用処理することとしております。
⑦債務保証損失引当金……債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①重要なヘッジ会計の処理
(ｲ) ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。
(ﾛ) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　　金利スワップ
ヘッジ対象　　銀行借入金
(ﾊ) ヘッジ方針
金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。これ以外の投機目的の取引は一切行わないこととしております。
(ﾆ) ヘッジ有効性評価方法
特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
②消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記
退職給付に関する会計基準等の適用
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が54百万円増加し、利益剰余金が35百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

3．追加情報
役員退職慰労金制度の廃止
当社は、平成26年６月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、役員退職慰労引当金を取崩し、打切り支給の未払額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物・構築物	456,604千円
土地	1,646,065千円
投資有価証券	283,410千円
計	2,386,079千円

②担保に係る債務

短期借入金	2,135,000千円
計	2,135,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　6,418,480千円

(3) 保証債務

下記の者の銀行借入金等に対し次の保証を行っております。

㈱ホテル小柳	109,957千円
㈱平間環境	40,003千円
㈱さくら介護サービス	40,421千円
計	190,381千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　321,784千円　　短期金銭債務　1,440,830千円

長期金銭債権　4,909,363千円

(5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 … 「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）」第２条第３号によるところの固定資産税評価額を基準とする方法及び同条第４号によるところの地価税法価額（相続税評価額）を基準とする方法に基づき再評価しております。

再評価を行った年月日　平成12年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後帳簿価額との差額

△1,648,706千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

「売上高」のうち関係会社に対する売上高	1,498,302千円
「売上原価」のうち関係会社からの仕入高	1,533,513千円
関係会社との営業取引以外の取引高	236,312千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　1,259,523株

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	473,911千円
役員退職慰労引当金	83,554千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	29,429千円
販売用不動産評価損否認	149,100千円
減損損失否認	348,315千円
債務保証損失引当金	46,641千円
投資有価証券評価損否認	46,296千円
その他	378,578千円
繰延税金資産小計	1,555,828千円
評価性引当額	△719,404千円
繰延税金資産合計	836,423千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△46,234千円
その他有価証券評価差額金	△122,297千円
繰延税金負債合計	△168,532千円
繰延税金資産の純額	667,890千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)」等が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.84%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が83,756千円減少し、法人税等調整額が100,766千円、その他有価証券評価差額金が17,009千円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は79,569千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

8．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として運搬具・工具器具・備品等があります。

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	植木不動産㈱	所有 直接100%	当社の不動産管理等 役員の兼任	資金の貸付 資金の返済 利息の受取 (注1)	3,452,000千円 3,487,380千円 46,781千円	関係会社長期貸付金	4,288,075千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

１０．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	440円24銭
１株当たり当期純利益	19円89銭

１１．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結貸借対照表 （平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**24,234,211**	**流動負債**	**19,089,183**
現金預金	5,934,584	支払手形・工事未払金等	9,572,338
受取手形・完成工事未収入金等	14,422,905	短期借入金	5,327,176
販売用不動産	296,809	リース債務	119,467
商品	3,837	未払金	302,917
未成工事支出金	948,917	未払法人税等	532,302
不動産事業支出金	1,177,712	繰延税金負債	574
材料貯蔵品	66,030	未成工事受入金	1,959,963
未収入金	505,320	不動産事業受入金	58,099
立替金	508,468	賞与引当金	727,415
繰延税金資産	330,638	役員賞与引当金	27,281
その他	45,532	完成工事補償引当金	65,269
貸倒引当金	△6,545	工事損失引当金	71,886
固定資産	**17,095,354**	その他	324,491
有形固定資産	**14,339,126**	**固定負債**	**5,536,459**
建物・構築物	5,304,981	長期借入金	1,084,962
機械、運搬具及び工具器具備品	627,925	リース債務	284,348
土地	7,899,136	再評価に係る繰延税金負債	572,089
リース資産	389,295	繰延税金負債	51,604
建設仮勘定	117,786	退職給付に係る負債	1,886,985
無形固定資産	**156,332**	役員退職慰労引当金	169,293
リース資産	14,519	債務保証損失引当金	149,960
その他	141,813	その他	1,337,215
投資その他の資産	**2,599,894**	**負債合計**	**24,625,643**
投資有価証券	1,597,591	**純資産の部**	
破産更生債権等	200,441	**株主資本**	**16,739,296**
繰延税金資産	618,451	**資本金**	**5,315,671**
その他	282,548	**資本剰余金**	**5,359,413**
貸倒引当金	△99,138	**利益剰余金**	**6,225,107**
		自己株式	**△160,895**
		その他の包括利益累計額	**△67,880**
		その他有価証券評価差額金	**337,260**
		土地再評価差額金	**△263,387**
		退職給付に係る調整累計額	**△141,752**
		少数株主持分	**32,506**
		純資産合計	**16,703,922**
資産合計	**41,329,566**	**負債・純資産合計**	**41,329,566**

連結損益計算書 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	37,801,599	
不動産事業売上高	5,810,107	
その他の事業売上高	2,655,714	46,267,422
売上原価		
完成工事原価	34,767,110	
不動産事業売上原価	5,129,220	
その他の事業売上原価	1,450,762	41,347,093
売上総利益		
完成工事総利益	3,034,489	
不動産事業売上総利益	680,887	
その他の事業売上総利益	1,204,951	4,920,328
販売費及び一般管理費		3,235,845
営業利益		1,684,483
営業外収益		
受取利息及び配当金	39,613	
補助金収入	142,010	
その他	44,270	225,894
営業外費用		
支払利息	52,705	
その他	2,745	55,451
経常利益		1,854,926
特別利益		
固定資産売却益	658	
投資有価証券売却益	7,693	8,351
特別損失		
固定資産売却損	363	
固定資産除却損	82,471	
減損損失	163,265	
その他	5,208	251,308
税金等調整前当期純利益		1,611,970
法人税、住民税及び事業税	587,913	
法人税等調整額	112,291	700,205
少数株主損益調整前当期純利益		911,765
少数株主利益		353
当期純利益		911,411

連結株主資本等変動計算書 （平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**5,315,671**	**5,359,413**	**5,505,281**	**△159,000**	**16,021,365**
会計方針の変更による累積的影響額			△35,513		△35,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,315,671	5,359,413	5,469,767	△159,000	15,985,851
当期変動額					
剰余金の配当			△198,696		△198,696
土地再評価差額金の取崩			42,624		42,624
当期純利益			911,411		911,411
自己株式の取得				△1,895	△1,895
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**－**	**755,339**	**△1,895**	**753,444**
当期末残高	**5,315,671**	**5,359,413**	**6,225,107**	**△160,895**	**16,739,296**

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**172,699**	**△303,369**	**△143,985**	**△274,655**	**32,453**	**15,779,163**
会計方針の変更による累積的影響額						△35,513
会計方針の変更を反映した当期首残高	172,699	△303,369	△143,985	△274,655	32,453	15,743,650
当期変動額						
剰余金の配当						△198,696
土地再評価差額金の取崩						42,624
当期純利益						911,411
自己株式の取得						△1,895
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	164,560	39,981	2,233	206,775	53	206,828
当期変動額合計	**164,560**	**39,981**	**2,233**	**206,775**	**53**	**960,272**
当期末残高	**337,260**	**△263,387**	**△141,752**	**△67,880**	**32,506**	**16,703,922**

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数……10社

主要な連結子会社の名称……北陸施設工業㈱、植木不動産㈱、㈱ユニテック、㈱植木機工、㈱アスカ

(2) 非連結子会社……㈲柏崎グリーン　他１社

非連結子会社はそれぞれ小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社……持分法適用会社はありません。

(2) 持分法非適用会社

非連結子会社……㈲柏崎グリーン　他１社

関連会社……㈱柏崎マリン開発　他２社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

1-3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、不動産事業支出金

……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法による原価法

材料貯蔵品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

商品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

植木不動産㈱、㈱さくら介護サービス及び高浜観光開発㈱については定額法を、親会社及びその他の連結子会社については定率法を採用しております。

なお、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法　　ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(3) 引当金の計上基準
①貸倒引当金……期末現在に有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
③役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
④完成工事補償引当金……完成工事高として計上した工事に係るかし担保費用の支出に充てるため、完成工事高に実績割合を乗じた見積補償額を計上しております。
⑤工事損失引当金……受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上しております。
⑥役員退職慰労引当金……役員及び執行役員の退職により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。
⑦債務保証損失引当金……債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①重要なヘッジ会計の処理
(ｲ) ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。
(ﾛ) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段　　金利スワップ
ヘッジ対象　　銀行借入金
(ﾊ) ヘッジ方針
金利関連におけるデリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。これ以外の投機目的の取引は一切行わないこととしております。
(ﾆ) ヘッジ有効性評価方法
特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
②完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。
③退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は､その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が54百万円増加し、利益剰余金が35百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

３．連結貸借対照表に関する注記

3-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	615,592千円
土地	1,773,858千円
投資有価証券	283,410千円
計	2,672,861千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,162,576千円
長期借入金	117,762千円
計	2,280,338千円

3-2. 有形固定資産の減価償却累計額　10,342,420千円

3-3. 保証債務

下記の者の銀行借入金等に対し次の保証を行っております。

㈱ホテル小柳	109,957千円
㈱平間環境	40,003千円
計	149,960千円

3-4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 … 「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）」第２条第３号によるところの固定資産税評価額を基準とする方法及び同条第４号によるところの地価税法価額（相続税評価額）を基準とする方法に基づき再評価しております。

再評価を行った年月日　　平成12年３月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後帳簿価額との差額

△1,648,706千円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　34,367,644株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	198,696千円	６円00銭	平成26年３月31日	平成26年６月30日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年５月14日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額　　198,648千円

１株当たり配当額　　６円00銭

基準日　　平成27年３月31日

効力発生日　　平成27年６月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

５．金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施することがあります。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における借入金は、その全てが固定金利であり、金利スワップ取引はありません。また、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時　価（千円）	差　額（千円）
(1) 現金預金	5,934,584	5,934,584	－
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	14,422,905	14,422,905	－
(3) 投資有価証券	1,422,722	1,422,722	－
資産計	21,780,212	21,780,212	－
(1) 支払手形・工事未払金等	9,572,338	9,572,338	－
(2) 短期借入金	4,300,000	4,300,000	－
(3) 長期借入金（※１）	2,112,138	2,109,246	△2,891
負債計	15,984,476	15,981,585	△2,891
デリバティブ取引	－	－	－

（※１）長期借入金には１年以内返済予定分を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金預金及び(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

この時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金及び(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．非上場株式等（連結貸借対照表計上額174,868千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、新潟県その他の地域において、賃貸用の店舗、オフィスビル、高齢者専用住宅等を有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は243,701千円（賃貸収益は不動産事業売上高に、主な賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額	時　価
7,536,396千円	6,919,292千円

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注）２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　503円54銭

１株当たり当期純利益　27円53銭

８．その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社植木組
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野本直樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚田一誠　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社植木組の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

株式会社植木組
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野本直樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚田一誠　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社植木組の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社植木組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び各部門長を含めたその他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の各部門及び支店並びに営業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社　植木組　監査役会

常勤監査役　栃　倉　勝　幸　㊞

社外監査役　深　澤　邦　光　㊞

社外監査役　種　岡　弘　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成26年６月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。）が平成27年５月１日に施行されたことにより、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条（取締役の責任免除）第２項を新設するものであります。なお、本改正に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記の変更に伴い、条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

(4) 本議案の定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行のとおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削　除） (3) 会計監査人
第５条～第18条（条文省略）	第５条～第18条（現行のとおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員　数） 第19条　当会社の取締役は、17名以内とする。 （新　設）	（員　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、17名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 ②（条文省略） ③（条文省略）	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ②（現行のとおり） ③（現行のとおり）
（解任方法） 第21条　取締役は、株主総会において解任する。 ②　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（削　除） （削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	②　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第24条～第25条（条文省略）	第23条～第24条（現行のとおり）
（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	②　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第27条（条文省略）	第27条（現行のとおり）
（新　　設）	（取締役会規程） 第28条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第28条（条文省略）	第29条（現行のとおり）
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 （新　　設）	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会） 第32条　監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第33条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の決議方法） 第35条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　　設）	（監査等委員会規程） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（員　数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　　除）
（選任方法） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会） 第35条　監査役会は、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行い、または決議をする。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　除）
② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ②　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　除） （削　除）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条～第42条（条文省略）	第37条～第39条（現行のとおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第43条～第46条（条文省略）	第40条～第43条（現行のとおり）
（新　設）	附　則
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第68回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うえき　やすゆき 植木　康之 (昭和19年11月６日生)	昭和42年４月　当社入社 昭和43年３月　当社取締役 昭和56年３月　当社常務取締役 昭和62年３月　当社専務取締役 平成元年３月　当社代表取締役副社長 平成６年６月　当社代表取締役社長 平成16年６月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ 平成18年６月　当社代表取締役会長（現任）	436,850株
2	うえき　よしあき 植木　義明 (昭和28年２月21日生)	昭和58年１月　当社入社 昭和62年３月　当社取締役 昭和62年４月　当社海外事業部長 平成３年３月　当社常務取締役 平成３年４月　当社東京支店長 平成10年４月　当社営業本部長 平成13年４月　当社専務取締役 平成16年１月　当社取締役副社長 平成16年４月　当社技術本部長 平成16年６月　当社代表取締役兼副社長執行役員 平成18年６月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（現任）	1,030,729株
3	こんどう　ふみあき 近藤　文彰 (昭和23年11月１日生)	昭和54年10月　当社入社 平成11年４月　当社総務部長 平成14年６月　当社取締役兼管理本部長 平成16年４月　当社常務取締役 平成16年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成17年４月　当社柏崎支店長（現任） 平成18年６月　当社取締役兼専務執行役員（現任）	9,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	まつばら　しんのすけ 松原　眞之介 （昭和26年７月27日生）	平成６年６月　当社入社 平成14年４月　当社第二営業部長 平成16年６月　当社執行役員 平成18年４月　当社建築営業部長 平成19年４月　当社管理本部長兼総務部長 平成20年６月　当社取締役兼常務執行役員 平成23年４月　当社取締役兼専務執行役員（現任） 当社建築本部長（現任）	56,000株
5	たていし　あきら 立石　晶 （昭和26年５月１日生）	昭和51年４月　当社入社 平成18年４月　当社柏崎支店副支店長 平成18年７月　当社執行役員 平成19年４月　当社土木本部長（現任） 平成20年６月　当社取締役兼常務執行役員（現任） 平成24年３月　当社土木営業部長	11,000株
6	かにさわ　ひろし 蟹沢　博 （昭和26年11月30日生）	昭和50年４月　当社入社 平成10年４月　当社建設技術センター長 平成15年６月　当社環境エンジニアリング部長 平成16年６月　当社執行役員 平成19年４月　当社技術本部長 平成20年６月　当社常務執行役員（現任） 平成20年７月　当社事業本部長（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任）	10,000株
7	※ しらいし　おさむ 白石　修 （昭和26年７月29日生）	昭和50年４月　当社入社 平成12年４月　当社東京支店第二営業部長 平成18年４月　当社新潟支店長 平成22年７月　当社執行役員 平成27年４月　当社常務執行役員兼東京支店長（現任）	4,000株

（注）　１．※印は、新任の候補者であります。
　　２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ とちくら かつゆき 栃倉勝幸 (昭和31年２月９日生)	昭和53年４月　当社入社 平成18年４月　当社東京支店総務部長 平成25年４月　当社管理本部長付 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	6,000株
2	※ ふかざわ くにみつ 深澤邦光 (昭和21年１月８日生)	昭和39年４月　関東信越国税局採用 平成16年７月　新潟税務署長 平成17年７月　新潟税務署長退職 平成17年８月　税理士開業（現任） 平成20年６月　当社社外監査役（現任） 平成20年６月　㈱テクノリンク社外監査役（現任） 平成21年６月　㈱ヤオコー社外監査役（現任） 平成23年２月　㈱ハツガイ社外監査役（現任）	2,000株
3	※ たねおか ひろあき 種岡弘明 (昭和27年６月14日生)	昭和50年４月　通商産業省（現、経済産業省）入省 平成13年１月　経済産業省政策局調査統計部長 平成13年７月　経済産業省　退職 平成13年７月　日欧産業協力センター事務局長 平成16年６月　苫東石油備蓄㈱常務取締役 平成20年６月　日本アルコール販売㈱取締役 平成22年６月　信和アルコール産業㈱常務取締役 平成23年６月　当社社外監査役（現任） 平成27年４月　日本アルコール販売㈱常務執行役員（現任）	3,000株

（注）　１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．深澤邦光氏及び種岡弘明氏は社外取締役候補者であります。
４．深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。

５．深澤邦光氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適法性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。

また、種岡弘明氏は、日本アルコール販売㈱の常務執行役員であり、長年にわたり企業経営者として培われた見識と経験等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適法性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。

６．深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

７．深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、過去２年間に受けていたこともありません。

８．深澤邦光氏及び種岡弘明氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

９．当会社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査等委員である取締役候補者栃倉勝幸、深澤邦光及び種岡弘明の３氏が本総会において選任された場合には、当社は３氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成16年６月29日開催の第57回定時株主総会において月額2,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含む。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額２億4,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含むものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名でありますが、第１号議案及び第２号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,600万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案のとおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：新潟県柏崎市駅前２丁目２番30号
　　柏崎エネルギーホール　２階ホール
交通：JR信越本線「柏崎駅」より徒歩５分

